

セゾン Net アンサー規約

第 1 条（本サービス・申込等）

1. セゾン Net アンサーとは、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が発行したクレジットカード（一部所定のカードを除く、以下「セゾンカード」といいます）の会員が、パーソナルコンピューター等（以下「端末」といいます）からインターネットを介して当社所定のウェブサイト（以下「ウェブサイト」といいます）にアクセスした上で当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。
2. セゾンカード会員のうち、本規約を承認の上、当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方をセゾン Net アンサー会員（以下「会員」といいます。）とします。なお、お申込時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用するパスワード（以下「Net アンサーパスワード」といいます）をお届けいたします。
3. 会員には ID（以下「Net アンサー ID」といい、Net アンサーパスワードと総称して以下「Net アンサー ID 等」といいます）を付与します。当社が Net アンサー ID を通知したときに、申込人に会員資格が生じるものとします。
4. 2. の登録は、セゾンカード毎に行うものとします。

第 2 条（本サービスの内容）

1. 会員が利用できる本サービスの内容については、当社がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等（以下総称して「本規約等」といいます）を遵守するものとします。
3. 当社は、入力された Net アンサー ID 及び Net アンサーパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。
4. 当社が提供したセゾンカードの利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 3 条（本人認証）

会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、Net アンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。

第 4 条（提携先のサービス）

1. 会員は、本サービスのほか、当社が提携する第三者（以下「提携先」といいます）が提供するサービス（以下「提携先サービス」といいます）を利用することができます（一部のカードを除く）。その場合、会員は、本規約等のほか、提携先が定める規約等を遵守するものとします。
2. 当社は、提携先サービスの内容及び提携先サービスの瑕疵又は不備等について一切の責任を負いません。

第5条（環境）

会員は、自己の責任と負担において、本サービス及び提携先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

第6条（Net アンサーID等及びOpenID等）

1. Net アンサーID等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。Net アンサーID等につき改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合は、その限りではないものとします。
2. 会員は、Net アンサーIDもしくはNet アンサーパスワードの盗難等があった場合、Net アンサーIDもしくはNet アンサーパスワードの失念があった場合、又は、Net アンサーIDもしくはNet アンサーパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
3. 会員は、当社が認める第三者が会員に提供する会員の本人確認のためのID（以下「OpenID」といい、当該第三者を以下「OpenID 提供者」といいます）を取得している場合、所定の方法により当該OpenIDとNet アンサーIDを紐付け登録することにより、以後OpenID及びOpenIDのパスワード（以下「OpenID パスワード」といい、OpenIDと総称して以下「OpenID等」といいます）を入力し本人確認手続を経て、本サービスを利用することができます（一部サービス対象外のものもあります）。
4. 会員は、OpenID等を善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。第1項から第3項のNet アンサーID等についての定めは、それぞれOpenID等の取扱い等に準用されるものとします。
5. 会員は、OpenID提供者と会員との間のOpenIDに関する規約等を遵守するものとします。

第7条（サービスの一時的中断）

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。

第8条（免責事項）

1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことにより、会員の Net アンサー ID 等、OpenID 等又は情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当社が Net アンサーID 及び Net アンサーパスワードの一致を確認のうえ取り扱った場合、Net アンサーID、Net アンサーパスワードにつき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。OpenID 及び OpenID パスワードについても同様とします。

第9条（変更の届出）

会員は、申込の際に届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

第10条（通知）

1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申し出た E メールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。
2. Eメールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、又は E メールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第8条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。

第11条（個人情報の取扱い等）

会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事項については、セゾンカード規約及び個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意事項等の諸規定に定めるとおりとします。

第 12 条（譲渡等の禁止）

会員は、本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第 13 条（退会）

会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。この場合、提携先サービスの提供を受けること（特典の付与を受けること又は当社が付与するポイントへの特典の交換を含む）ができなくなることがあります。

第 14 条（資格喪失）

会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) セゾンカードの会員資格を喪失したとき。
- (2) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (3) 本規約等に違反したとき。
- (4) セゾンカード規約に違反したとき。
- (5) その他当社が不相当と判断する行為を行ったとき。

第 15 条（損害賠償）

本規約又は本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

第 16 条（変更・廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、当該変更又は廃止につき、本サービスの登録メールアドレスへの連絡又は本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。

第 17 条（本規約の変更等）

セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）の規定は本規約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「セゾン Net アンサー規約」と読み替えるものとします。

第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

第19条（合意管轄）

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2006年5月1日改定

2008年10月23日改定

2010年1月26日改定

2020年1月13日改定